

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 30. 4. 4 第 196 回国会第 6 号

4 月 4 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）

- ・齋藤農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、堀井外務大臣政務官、野中農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、希望、公明、維新 反対－無会、共産）
- ・鈴木憲和君外 5 名（自民、立憲、希望、公明、無会、維新）から提出された附帯決議案について、亀井亜紀子君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、希望、公明、無会、維新 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

泉田裕彦君（自民）

- ・地域ごとの米価の変動について農林水産省はどのような認識を持っているのか。
- ・今後、消費税の軽減税率制度に係る適格請求書等保存方式が導入されるに当たって、農業者の事務処理の軽減化に配慮すべきではないか。
- ・本法律案によって目指す農業の成長産業化のイメージはどのようなものか。

加藤寛治君（自民）

- ・担い手への農地の集積・集約化の促進に向けて、土地改良事業にどのように取り組んでいくのか。
- ・農地の共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を 20 年以内とする理由は何か。
- ・底面をコンクリート張りした農業用ハウスについて、経営悪化等により作物の栽培ができなくなった場合はどのように対応するのか。

佐藤英道君（公明）

- ・外国人技能実習制度に係る事務負担の軽減策を検討すべきではないか。
- ・農地の集積・集約化の促進に向けて、本法律案にどのような成果を期待しているのか。
- ・農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにすることについて、具体的にどのようなニーズがあるのか。また、周辺農地への影響をどのように緩和していくのか。

神谷裕君（立憲）

- ・不確知共有者の探索を担う農業委員会に対し、研修実施や人員確保、予算の支援を行うべきではないか。
- ・本法律案において農地転用許可が不要となるのは、農業用ハウスの内部のみであって、その他は従前と同様の扱いであると考えてよいか。
- ・農地の 8 割を担い手に集積・集約化した場合の農村の状況をどのように考えているのか。

石川香織君（立憲）

- ・土地の相続登記の重要性をどのように周知しているのか。
- ・共有者不明農用地について、利用権設定後に共有者が現れた場合はどのような扱いになるのか。
- ・農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りとする需要はどの程度あるのか。

関健一郎君（希望）

- ・農作物栽培高度化施設の要件としてどのような基準を定めるのか。
- ・改正法施行以前に農業用ハウスの底面をコンクリート張りした者に対する対応はどのようになっているのか。
- ・認定農業者制度を改正する必要性について農林水産大臣の見解を伺いたい。

大串博志君（希望）

- ・不確知共有者の探索に当たっての所在確認の方法について

て伺いたい。

- ・「農地」の考え方について農林水産大臣の考え方を伺いたい。
- ・主要農作物種子法を廃止とせず、別の方法で措置することもできたのではないかと。

金子恵美君（無会）

- ・農地の共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権の存続期間を 20 年に引き上げることと民法との関係についてはどのように考えているのか。
- ・底面がコンクリート張りとなっている農業用ハウスにおける農作物の栽培を「耕作」と捉えることができるのか。
- ・水耕栽培の現状について伺いたい。

田村貴昭君（共産）

- ・農地の共有持分の過半を有する者の同意を得ずに 20 年を上限とする利用権設定を可能とすることと所有者の財産権との関係をどう整理しているのか。
- ・農作物栽培高度化施設に植物工場を含めるのか。
- ・「農地」の定義についての考え方を伺いたい。

森夏枝君（維新）

- ・本法律案の提出に至る経緯、背景について伺いたい。
- ・環境制御型施設園芸の生産性向上に向けてどのような取組を行っているのか。
- ・農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りすることについて、農業委員会への届出制とした理由は何か。